

歴史的建造物(古民家)の文化財指定に向けた協議について

令和元年9月の台風15号により被害を受けた歴史的建造物(古民家)について、市指定文化財への指定に向けた所有者との協議の状況を報告します。併せて、新たに確認された屋根の破損状況について報告します。

1 これまでの経緯

令和元年9月の台風被災以降、当該建造物の保存に向けて所有者との協議を進めてきた。所有者による屋根の応急修理の実施と並行し、令和2年度に当該建造物の文化財的価値を判断する目的で現状図面の作成・改変箇所等の調査を行い、その成果を令和3年度第2回の審議会にて報告を行った。その結果、当該建造物は、式台玄関を持つ江戸時代の農家建築としては千葉市に唯一残存する建物であることなどから、本市にとって重要な文化財であり、可能な限り保存を図る必要があるとの意見を得た。また、将来的な活用の方法により必要な修復・保存措置が異なることから、市と所有者とで協議を進めていくことを確認した。

2 新たに確認された破損

令和4年1月6日の降雪により、新たに茅葺屋根の一部の破損が確認された。雪の重みによって屋根を覆う茅が流出し、屋根に新たな穴が開いた状態となっており、雨漏りによる建物躯体への追加被害が懸念される。破損箇所は、所有者による2度の応急工事が施された箇所にあたり、応急的な対策による当該建造物の維持には、限界が生じていることを示している。



写真1 破損箇所現況(建物裏面)



写真2 破損箇所現況(屋根裏)

3 所有者との協議および今後の予定

所有者との間で、指定文化財として保存する方法に加え、多様な保存・活用の在り方についての意見交換を行った。今後は、指定文化財として保存する場合に必要な修理・修復内容を明確にし、必要となる費用等を算出したうえで再度の協議を行うとともに、多様な保存・活用の在り方についても検討していく。